

<ポーランド法務情報>
ポーランド・公共入札事例集

2013年3月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

目 次

事例 1 : PGE POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA 株式会社 (電力) 入札案件 ／銀行保証に関する入札	1
事例 2 : LUBELSKI WĘGIEL BOGDANKA 株式会社 (石炭採掘) 入札案件/ 私企業の入札に対する公共調達 (PP) 法の適用	4
事例 3 : KRZEMIENI I WSPÓLNICY 有限会社 (電力) 風力発電所の建設に 関する入札案件／入札書類の提出期日厳守の重要性.....	7
事例 4 : ELEKTROCIEPŁOWNIA STALOWA WOLA 株式会社 (電力) への技 術提供に関する入札案件／入札において提出した情報の真偽について	9
事例 5 : シチェチン市の廃棄物焼却プラント建設に関する入札案件／ポーランド 国外で取得した証明書類の有効性について	11
事例 6 : ルブリン市の水道・下水道再建に関する入札案件／著しく低い価格の入 札が提出された場合	13
事例 7 : クラクフ市のゴミ焼却プラント建設に関する入札案件／コンソーシアム 結成時の注意点	16
事例 8 : PKP POLSKIE LINIE KOLEJOWE 株式会社 (鉄道) の鉄道電化に関 する入札案件／入札基準を満たすことの重要性	19
事例 9 : PKP POLSKIE LINIE KOLEJOWE 株式会社 (鉄道) のシェルグ駅近 代化に関する入札案件／発注者による入札内容の変更があった場合	21
事例 10 : PKP POLSKIE LINIE KOLEJOWE 株式会社 (鉄道) 開発設備と計 画に関する入札案件／入札情報と企業秘密について	24
事例 11 : PKP POLSKIE LINIE KOLEJOWE 株式会社 (鉄道) のための実行 調査と運用プログラム調査に関する入札案件／発注者により入札から除外され る場合の通知について	26
事例 12 : PKP POLSKIE LINIE KOLEJOWE 株式会社 (鉄道) 建設工事に関 する入札案件／入札手続きに関する委任状について	28
事例 13 : スケルニェビツァ地域病院へのトモグラフィー機器提供に関する入札 案件／特定業者に有利・不利になるような入札参加条件の設定の禁止について	30
事例 14 : ツェレスティン市の医薬品・医療技術軍事センターへの医療機器供給 に関する入札案件／公示した入札基準の拘束力について	32

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ワルシャワ事務所が現地法律事務所CMS Cameron McKenna Dariusz Greszta Spółka Komandytowaに作成委託し、2013年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんこと予めお断りします。

ジェトロおよびCMS Cameron McKenna Dariusz Greszta Spółka Komandytowaは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえばジェトロおよびCMS Cameron McKenna Dariusz Greszta Spółka Komandytowaがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32
Tel: 03-3582-5017

＜ポーランド法務情報＞

ポーランド・公共入札事例集

事例 1 : PGE Polska Grupa Energetyczna 株式会社（電力）入札案件／銀行保証に関する入札

発注者: PGE Polska Grupa Energetyczna 株式会社（電力）

契約概要: PGE Elektrowni Opole 株式会社の発電設備建設投資（5号機と6号機）の支払いを保証するため、10億ズロチ（1ズロチ=約30円、2013年3月15日現在）を超える銀行保証を発行することが目的。金額が非常に大きな入札であったため、全体を八つに分割して入札が行われた。

公示日: 2011年7月6日

初期契約予定価格¹: 38万7,000ユーロを超過。

入札方法: 公示を伴う交渉手続き方式² — 手続きの第1段階として、入札に参加したい事業者は入札参加要求書を提出し、発注者により審査を受ける。審査を通過し入札への参加を認められた事業者は最初の入札（価格を含まない入札）を提出し、発注者と契約内容詳細についての交渉を開始する。発注者と事業者の交渉が終了次第、入札参加事業者は価格を含めた最終入札を提出する。

入札基準: 最低価格方式（評価内訳：価格100%）

入札締め切り日: 2011年8月8日。入札参加要求書審査後、入札への参加が認められた事業者は発注者より最初の入札を提出することを依頼される。その後、発注者と交渉が行われ、最終入札の提出を依頼された。

¹発注者が入札公示時に提示する調達契約の予定価格。発注者は、調達契約内容を履行した場合の市場価格を参考に、適正な予定価格を導き出さなければならない。また、この契約予定価格がEU基準で定められている価格を上回るかどうかで、入札手続きの方法に違いが出てくる。詳細は「ポーランド・公共入札ガイドライン」P.4 参照

²詳細は「ポーランド・公共入札ガイドライン」P.11 参照

契約締結日：当該契約はまだ締結されていないが、開札結果情報は既に公開済み。

入札数：11

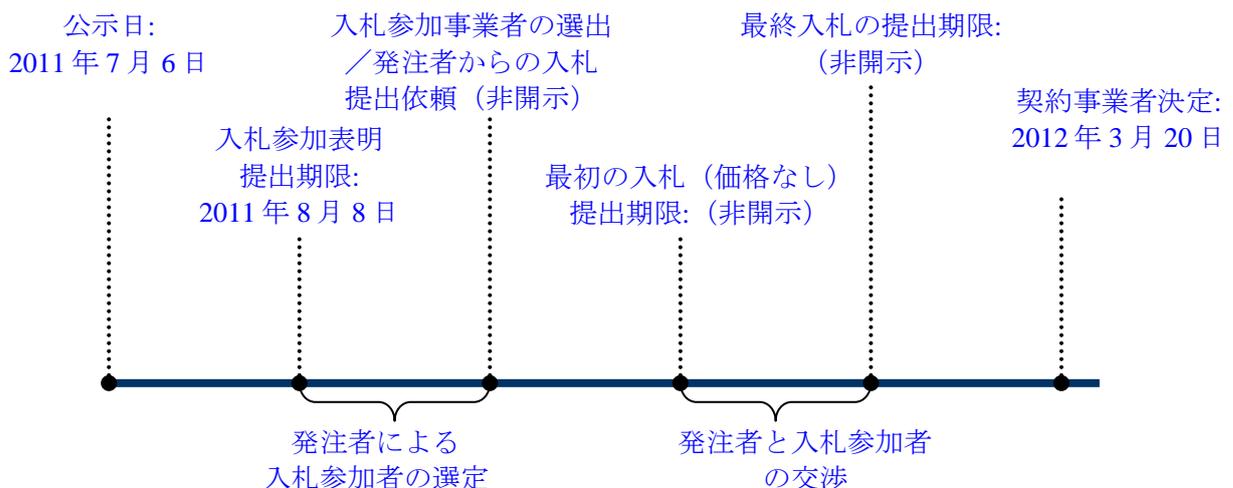
落札者／最終契約者：

第1部から第6部：PKO Bank Polski 株式会社

第7部：Bank Polska Kasa Opieki 株式会社

第8部：BNP Paribas Bank Polska 株式会社

最終契約価格：最終契約価格は利用可能な銀行保証と発行される銀行保証額の総額となるが、契約書がまだ締結されていないため最終契約価格は確定していない。



入札概要と経過：

PGE Elektrownia Opole 株式会社は、新しい発電設備を増設する入札を実施したが、建設工事費用の支払い保証のために銀行保証³を得る必要があった。本件では契約当事者への支払い総額が非常に高額であったことに伴い、銀行保証を得るために銀行に支払う保証料の額が、ポーランド公共調達法（以下、PP 法

³公共調達契約履行のための銀行による保証制度。調達契約が履行されなくなった場合の損害金などを銀行が支払い保証する。通常は契約当事者である事業者（落札者）が銀行に対して保証料を支払い、銀行より発行された保証書を発注者に提出する。本ケースは発電設備建設契約そのものが非常に高額であり、そのための保証をつけるために、発注者が別途入札を行った特殊なケース。

4) の適用対象となる基準価格を上回っていた。そのため、銀行保証を得るための入札が PP 法に基づき行われた。

銀行保証の対象額が非常に高額であり、単独の銀行が当該契約の対象となることは事実上不可能であったため、PGE Elektrownia Opole 社は入札を 8 等分して行った。入札参加者は一つ以上の入札に参加することが許されており、より広い範囲での競争が保証された。

本ケースのように高額な建設工事に関する入札が行われる際に、あわせて銀行保証を設定するための入札が行われる可能性がある。

⁴ 2004 年 1 月 29 日付公共調達法 (Journals of Law 2010, No 113, item759)、ポーランド公共調達法の詳細は「ポーランド・公共入札ガイドライン」P.2 参照

事例 2 : Lubelski Węgiel Bogdanka 株式会社 (石炭採掘) 入札案件 / 私企業の入札に対する公共調達 (PP) 法の適用

発注者: Lubelski Węgiel Bogdanka 株式会社 (石炭採掘)

契約概要:

第 1 部: 周波数変換器付き 1,000mm 幅ベルトコンベア新規 3 台の調達

第 2 部: 1,000mm 幅ベルトコンベア新規 4 台の調達

公示日: 2012 年 2 月 1 日

初期契約予定価格 (付加価値税 (VAT) 抜き):

第 1 部: 637 万 500 ズロチ

第 2 部: 709 万 9,200 ズロチ

入札方法: 公開入札 - 入札参加業者は、入札説明書に基づき入札を提出する⁵。

入札基準: 総合評価方式 (評価内訳: 価格 65%、保証条件 20%、品質 15%)

入札締め切り日: 2012 年 3 月 13 日

契約事業者決定日: 2012 年 4 月 12 日

入札数:

第 1 部: 2

第 2 部: 2

落札者 / 最終契約者:

第 1 部: Fabryka Maszyn Górniczych Pioma 株式会社

第 2 部: Linter 株式会社

最終契約価格:

第 1 部: 748 万 8,950 ズロチ

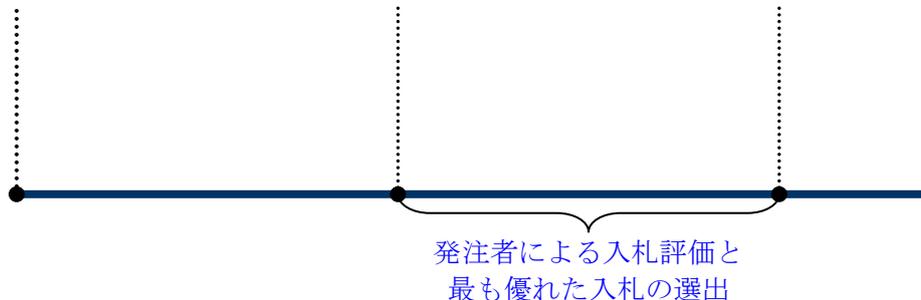
第 2 部: 798 万ズロチ

⁵詳細は「ポーランド・公共入札ガイドライン」P.6 参照

公示日:
2012年2月1日

入札提出期日:
2012年3月13日

契約事業者決定:
2012年4月12日



入札概要と経過:

原則としてPP法の適用は、中央・地方政府や、法律に規定される公的に統括されている公共団体が対象となる。しかしながら特定の状況下では、公共団体ではない完全な私企業であってもPP法が適用され、公共入札の対象となる。実際に本ケースでは、炭鉱採掘を行う合資株式会社である Lubelski Węgiel Bogdanka 株式会社が、私企業でありながらPP法の対象となっている。

PP法が適用される私企業には、産業部門で特別権や独占権を持ち業務を行う私企業（例えば担当当局から明らかな特権を与えられて活動する私企業など）がある。さらに、公的に管理されている採鉱、水道、運輸部門などの事業もPP法が適用される（この場合、特別権や独占権を与えられている必要はない）。このようなカテゴリーで行われる入札はユーティリティ入札と呼ばれる。

ユーティリティ入札に適用される規則は、PP法に規定されている入札（以下、通常の入札）と非常によく似ているが、一部に相違点もある。具体的な違いは以下のとおり。

- ・ 選択入札や公示を伴う交渉手続きの入札参加要求提出期限、入札提出の期限が通常の入札より短い。
- ・ 発注者は、入札参加者へ通常入札の場合よりも多くの書類の提出を要求することがある。
- ・ 通常入札の場合であれば入札保証⁶が義務となるケースであっても、ユーティリティ入札の場合には発注者が入札保証を要求しない場合がある。

本ケースは、Lubelski Węgiel Bogdanka 社は中央・地方当局でもなく公共団

⁶ PP法は、入札参加者の乱立を防ぐため、また、落札事業者との契約締結を保証するために、入札の際に参加者に対して、一定金額の供託を求めている。基本的に入札保証は入札手続き終了後に参加事業者へ返却されるが、PP法で定める一定の要求に参加事業者が満たさない場合（発注者からの適切な入札書類の提出の催促に応じない場合など）、入札保証は返還されない。

体でもないが、石炭採掘業務を行う企業は PP 法の適用対象となるため、私企業でもあっても公共入札制度に従った手続きを行う義務があることを示している。

事例 3 : Krzemień i Wspólnicy 有限会社 (電力) 風力発電所の建設に関する入札 案件／入札書類の提出期日厳守の重要性

発注者: Krzemień i Wspólnicy 有限会社 (電力)

契約概要: ブワシュキ地方での風力発電所建設

公示日: 2011 年 6 月 15 日

初期契約予定価格: 5,947 万 1,658.62 ズロチ

入札方法: 公開入札ー入札参加業者は、入札説明書に基づき入札を提出する。

入札基準: 最低価格方式 (評価内訳: 価格 100%)

入札締め切り日: 2011 年 7 月 25 日

契約事業者決定日: 2011 年 9 月 19 日

入札数: 4

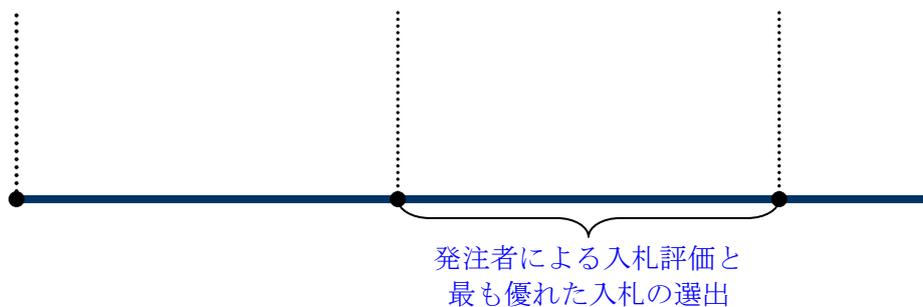
落札者／最終契約者: Alstal Grupa Budowlana 合資会社

最終契約価格: 5,818 万 2,580.54 ズロチ

公示日:
2011 年 6 月 15 日

入札提出期日:
2011 年 7 月 25 日

契約事業者決定:
2011 年 9 月 19 日



入札概要と経過:

一般的に、入札参加者は入札手続きに参加する条件を満たしていることを証明するため、または発注者が要求する労務・サービス・供給を行えることを確認するために発注者へ多数の書類を提出する。入札参加者が書類を提出しなかった場合、もしくは提出書類に誤りがあった場合、PP法の規定により、発注者は一度だけ不足している書類もしくは正しい書類の提出を要求する義務がある。さらにPP法は、入札参加者が自己の責任によらない理由が存在することを説明せずに期限までに書類を提出しなかったケースで、当該参加者が入札保証を提出していた場合には、発注者が入札保証を返却しないことを認めている。

本ケースでは、Krzemień i Wspólnicy 社の入札に参加したある企業の書類の配達が遅れたため、提出期限に間に合わなかった。発注者である Krzemień i Wspólnicy 社は、PP法に基づき提供された入札保証金を返却しない決定を行った。その後、入札参加者は、国立控訴審審判所へ発注者の決定について異議を申し立てたが、仲裁委員会により発注者と当該参加者が合意に至ったため、訴えは棄却された。

本ケースは入札関係書類が期限に間に合わなかった場合、入札参加者が入札保証金を失う可能性があることを示している。

事例 4 : Elektrociepłownia Stalowa Wola 株式会社（電力）への技術提供に関する入札案件／入札において提出した情報の真偽について

発注者: Elektrociepłownia Stalowa Wola 株式会社（電力）

契約概要: Elektrociepłownia Stalowa Wola 株式会社の約 400MW の発電所建設投資計画のために必要とされる技術の提供

公示日: 2010 年 9 月 3 日

初期契約予定価格: 1,722 万ズロチ

入札方法: 選択入札-手続きは 2 段階に分けられ、第 1 段階で入札参加希望の事業者は入札参加要求を提出。入札公示に提示された入札参加資格を満たす事業者が発注者により選定され、その後の第 2 段階として、入札提出を依頼される。

入札基準: 最低価格方式（評価内訳：価格 100%）

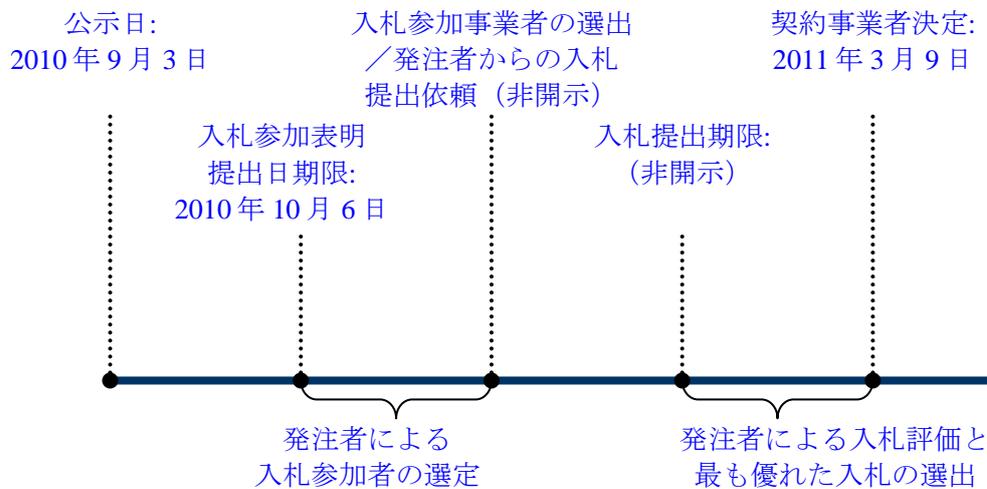
入札参加要求提出締め切り日: 2010 年 10 月 6 日。入札参加要求提出後、参加希望事業者は発注者による入札参加審査をうけ、選出された事業者は発注者より入札提出依頼を受けた。

契約事業者決定日: 2011 年 3 月 9 日

入札数: 3

落札者／最終契約者: ILF Consulting Engineers Polska 有限会社

最終契約価格: 954 万 4,800 ズロチ



入札概要と経過:

発注者は、入札説明書に記載された条件や入札参加者により提出された書類をもとに、契約内容を委託するための事業者を選出する。発注者は、提出された書類が条件を満たすことを証明し、書類としても有効であることを確認するだけでなく、その内容の真実性についても考慮に入れる必要がある。入札参加者が、入札手続き自体に影響を与える、もしくは影響を与える可能性がある虚偽の情報を発注者に提出した場合、当該入札参加者は入札手続きから除外される。

入札説明書とさまざまな書類の有効性を確認するために、発注者は自らが持つ情報を活用するが、他の事業者から得た情報を参考にする場合もある。発注者は、ある入札参加者が提出した情報について他の入札参加者から当該情報が真実ではないと知ることもあり、提供された情報が虚偽であることが確認された場合、発注者はその虚偽情報を提出した参加者を入札から除外する。

本ケースでは、発注者は参加事業者に対して、発電設備に関する過去の実績について書面での情報提供を要求した。これについてある参加事業者は、別の事業者が提出した経歴は廃棄物の焼却設備に関するものであり、この情報は虚偽であると国立控訴審裁判所に訴えた。これに対し審判所は、提出された情報は当該入札手続きに影響を及ぼすような虚偽の情報には該当せず、入札から除外される必要はないと判断し、訴えを認めなかった。

意図的に提出されたものであるかどうかに関わらず、発注者は虚偽の情報を提出した参加者を入札から除外する義務がある。そのため入札参加者は、入札や入札手続き期間中に提出する他の書類の記載内容について十分に確認する必要がある。

事例 5：シチェチン市の廃棄物焼却プラント建設に関する入札案件／ポーランド国外で取得した証明書類の有効性について

発注者: Zakład Unieszkodliwiania Odpadów 有限会社（廃棄物処理）

契約概要: 廃棄物焼却プラントの建設

公示日: 2011 年 8 月 26 日

初期契約予定価格: 4 億 8,259 万 6,446.95 ズロチ

入札方法: 公開入札－入札参加業者は、入札説明書に基づき入札を提出する。

入札基準: 総合評価方式（評価内訳：価格 55%、技術評価 45%）

入札締め切り日: 2011 年 11 月 22 日

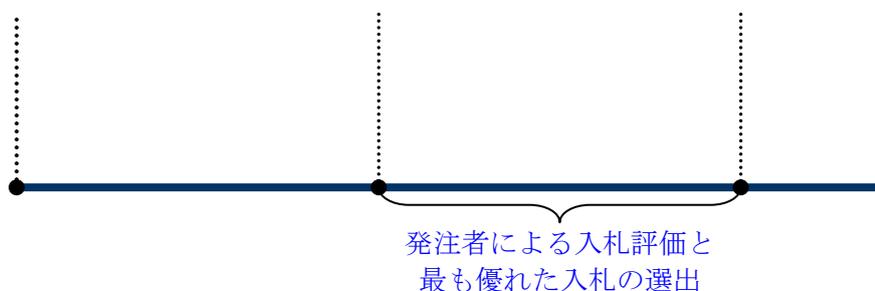
契約事業者決定日: 2012 年 7 月 18 日

入札数: 4

落札者／最終契約者: Mostostal Warszawa 株式会社

最終契約価格: 6 億 6,619 万 8,796.10 ズロチ

公示日: 2011 年 8 月 26 日 入札提出期日: 2011 年 11 月 22 日 契約事業者決定: 2012 年 7 月 18 日



入札概要と経過:

このケースは、入札手続きにおいて外国当局で発効された証明書類を使用する場合に慎重になる必要があることを示している。証明として十分であると認められない書類、もしくは間違った書類を提出した場合には、その参加企業が入札手続きから排除される場合がある。そのため、以下の PP 法の基本規定に留意することは非常に重要である。

第 1 に、入札手続きに参加するためには、発注者が要求する入札書類を提出する必要がある。これらの書類は主に以下のことを確認するために提出される。

① 入札参加条件を満たしていること

② 入札手続きから入札参加者が除外されるいかなる理由も存在しないこと

これらを証明するために、会社登記、税務局や社会保険庁からの証明書、無犯罪証明書などが必要となる。入札参加者が外国企業で、前述の証明のために必要となる証明書がその企業の所在国で通常発行されないものである場合には、当該証明書に記載されるべき内容の自己宣誓書を作成し、公証人による公証を受ける必要がある。また、ポーランド国内で発行される証明書類に記載される事項と同じ内容が外国当局で発行された場合にも記載されているかどうかを確認する必要がある。外国企業によって提出された書類の内容が疑わしい場合には、発注者は当該企業所在国の関係当局に対して、発行した証明書類の内容について尋ねる権利がある。

第 2 に、外国語によって準備された書類は通常、ポーランド語の翻訳版とあわせて提出されるべきである⁷。

本ケースでは、入札に参加したフランス企業が提出した納税証明と社会保障費の未滞納証明に相当する自己宣誓書類が争点となった。最終的には、国立控訴審審判所によって、事業者により提出された自己宣誓書類の内容がポーランド国内で発行される証明書に記載される内容と同等であり、証明書として適正であることが認められた。本件は、入札手続きにおいて必要な情報を記載した適正な証明書類を提出することの重要性を示している。

⁷詳細は「ポーランド・公共入札ガイドライン」P.6、P.24 参照

事例 6：ルブリン市の水道・下水道再建に関する入札案件／著しく低い価格の入札が提出された場合

発注者: Miejskie Przedsiębiorstwo Wodociągów i Kanalizacji w Lublinie 有限会社（水道）

契約概要: 「ルブリンの水道・下水道開発・近代化計画」の一環としてのルブリン中心街第 2 地区の水道・下水道ネットワークの再建計画

公示日: 2010 年 10 月 23 日

初期契約予定価格: 3 億 1,496 万 9,948.13 ズロチ

入札方法: 公開入札－入札参加業者は、入札説明書に基づき入札を提出する。

入札基準: 最低価格方式（評価内訳：価格 100%）

入札締め切り日: 2010 年 11 月 30 日

契約事業者決定日: 2011 年 5 月 11 日

入札数: 6

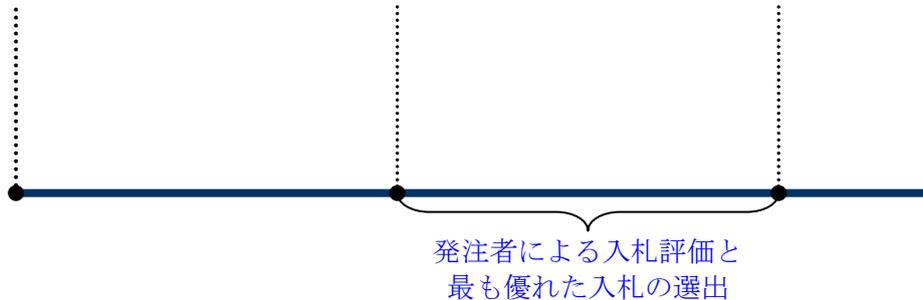
落札者／最終契約者: Mota-Engil Central Europe 株式会社.

最終契約価格: 1,445 万 1,978.76 ズロチ

公示日:
2010年10月23日

入札提出期日:
2010年11月30日

契約事業者決定:
2011年5月11日



入札概要と経過:

ポーランドの入札において、最も一般的な入札基準は最低価格方式である。総合評価方式の場合であっても、価格に一番の重点を置いている場合が多い。そのため、最も低い価格で入札を提出した事業者が発注者により選ばれることが多い。しかしながら契約内容の履行が難しいと考えられるような極端に低い価格の入札は、発注者により拒絶される。

発注者は、他の入札価格もしくは契約予定価格から著しく逸脱して低い入札価格を確認した場合にはいつでも、当該入札参加者に対して、決められた期日以内に価格設定の根拠とその妥当性についての説明を求めることができる。

しかし特筆すべき点として、契約内容を遂行するための価格として非現実的な低価格の入札を出した参加事業者は、入札が低価格である根拠を説明する機会すら与えられずに自動的に入札から除外される場合がある。そうでない場合には、入札参加者はなぜそのような低い入札価格の提示が可能であるのかという理由を示す必要がある。この点に関して、発注者は以下のどちらの場合にも、極端に低い価格の入札を拒絶できる。

- ① 示された期間内に当該入札事業者が入札価格についての説明を提出することができなかった場合
- ② 入札事業者の提出した説明が低価格の根拠を十分に説明できるものではなく、契約に対しての入札価格が極端に低いものであることが改めて確認された場合

本ケースの入札では、発注者が予定した契約価格が3億1,496万9,948.13ズロチであったのに対し、ある参加事業者は800万6,088.73ズロチの入札を提出した。この価格は極端に低いものであったため、発注者は直ちに説明を要求したが、当該入札事業者が提出した説明に価格の正当性を示す根拠はなく、当該入札価格が妥当なものであると発注者を納得させることができなかった。その

ため、最安値の入札であったにも関わらず当該入札は発注者により拒絶され、2番目に安い値段であった入札が選ばれた。その後、入札結果に不服があった最安値を提出した事業者は国立控訴審審判所へ訴えを起こしたが、控訴審審判所は入札を拒絶した発注者の判断に同意した。

事例 7: クラクフ市のゴミ焼却プラント建設に関する入札案件／コンソーシアム結成時の注意点

発注者: Krakowski Holding Komunalny 株式会社 (廃棄物処理)

契約概要: 環境に配慮したゴミ焼却プラントの建設

公示日: 2011 年 5 月 3 日

初期契約予定価格: 8 億 5,902 万ズロチ

入札方法: 選択入札-手続きは 2 段階に分けられ、第 1 段階で入札参加希望の事業者は入札参加要求を提出。入札公示に提示された入札参加資格を満たす事業者が発注者により選定され、その後の第 2 段階として、入札提出を依頼される。

入札基準: 総合評価方式 (評価内訳: 価格 45%、運営コスト 35%、技術基準 5%、環境基準 10%、保証条件 5%)

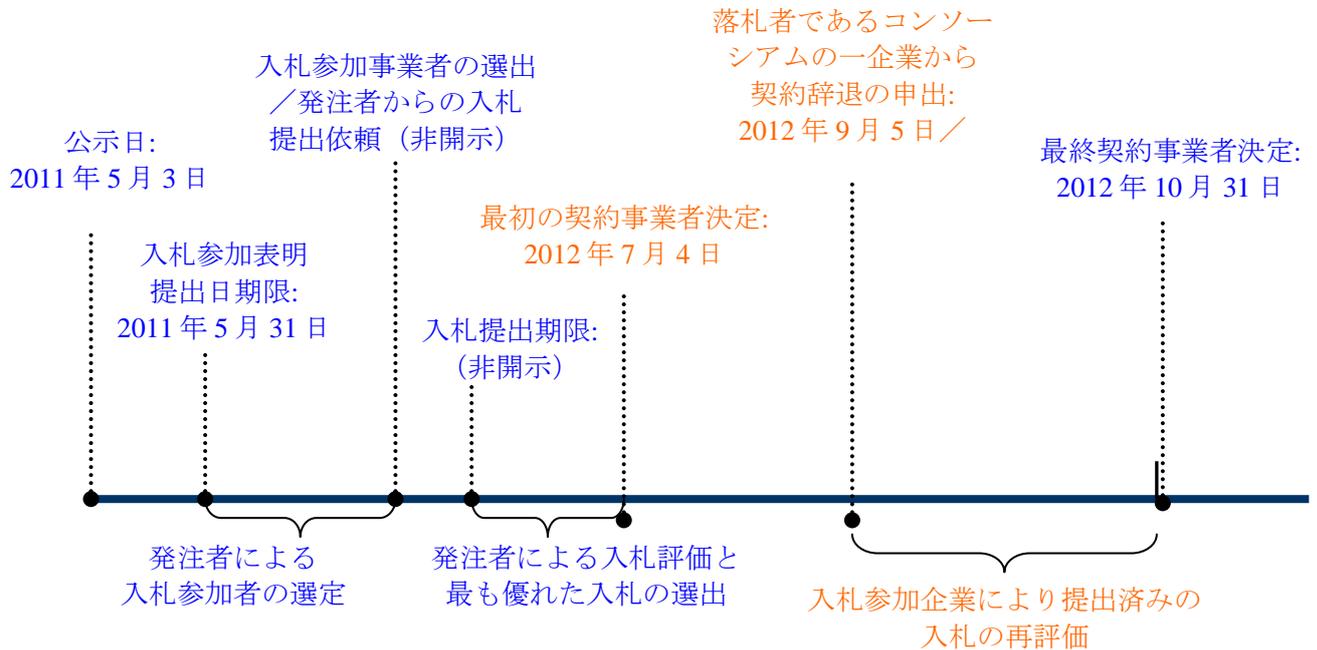
入札参加要求提出締め切り日: 2011 年 5 月 31 日。入札参加要求提出後、参加希望事業者は発注者による入札参加審査をうけ、選出された事業者は発注者より入札提出依頼を受けた。

契約事業者決定日: 2012 年 10 月 31 日

入札数: 4

落札者／最終契約者: POSCO Engineering & Construction Co., Ltd.

最終契約価格: 7 億 9,692 万 1,920 ズロチ



入札概要と経過:

ポーランドのPP法では、複数の事業者が共同参加するコンソーシアムの形で契約当事者となることが可能である。コンソーシアムは入札において要求されるさまざまな条件（入札条件や技術要件、契約の履行能力や経験、ノウハウなど）について、個別の企業ではその条件をカバーしきれない場合に組まれる場合が多い。

そのため、コンソーシアムを組むことは企業にとって利益となる。しかし、このようなコンソーシアムを組み入札手続きに参加することを決定する前に、パートナーとなる事業者について、法的に適切な事業者であるか、また経済状況についても適切であるかどうかを評価する必要がある。なぜなら、自社と同様に、パートナー企業もPP法に規定される入札手続きからの除外要件が適用されないことが要求されるためである。除外要件には、企業の破産、取締役会役員にPP法に規定される刑事罰を受けた前科があった場合、企業が社会保障費、または税金について滞納していた場合などがある。一般的に、発注者に通知した後にはコンソーシアム事業のパートナーを変えることができないため、非常に慎重に選ぶ必要がある。さらに特筆すべき重要な点として、コンソーシアムのメンバーは共同でも、また単独でも法的責任を負うという点がある。つまり発注者は、コンソーシアムのメンバーであるどの企業に対しても契約の履行を要求することができる。

本ケースでは、コンソーシアムとして落札した後に、発注者との契約の最終

段階で、コンソーシアムのメンバーである一つの企業が破産した。コンソーシアム企業のうち一つの企業が破産した後、他の入札参加事業者は直ちに国立控訴審裁判所への本件審議を付託した。審判所は本ケースを審議し、発注者はパートナー企業の破産により当該入札を却下すべきであり、契約当事者からも当該コンソーシアムは除外されるべきであるとの決定を下した。

事例 8 : PKP Polskie Linie Kolejowe 株式会社 (鉄道) の鉄道電化に関する入札案件 / 入札基準を満たすことの重要性

発注者: PKP Polskie Linie Kolejowe 株式会社 (鉄道)

契約概要: 「ジェシュフーワルシャワ鉄道線近代化計画」の一環としての鉄道電化開発に関する構想と入札準備、必要な許可の取得について

公示日: 2012 年 1 月 5 日

初期契約予定価格: 325 万ズロチ

入札方法: 公開入札 - 入札参加業者は、入札説明書に基づき入札を提出する。

入札基準: 最低価格方式 (評価内訳: 価格 100%)

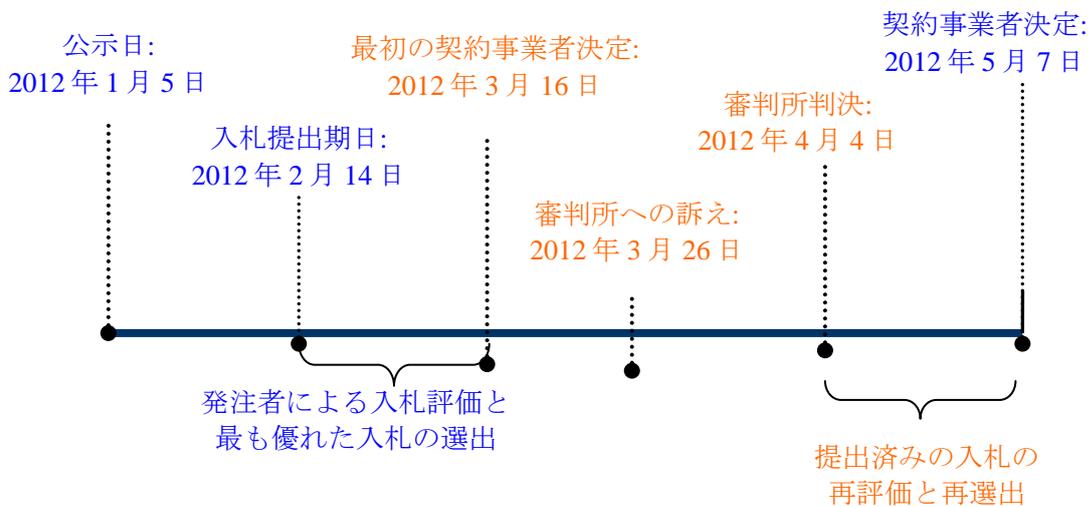
入札締め切り日: 2012 年 2 月 14 日

契約事業者決定日: 2012 年 5 月 7 日

入札数: 9

落札者 / 最終契約者: Ardanuy Ingenieria 株式会社.

最終契約価格: 162 万 8,000 ズロチ



入札概要と経過:

PP法に基づき、入札説明書には、入札条件とその条件の評価方法について記載されている。本ケースにおいて、発注者は入札参加者に対し、一定の経験を持っていることを証明する書面を提出することを要求していたが、ある入札参加者は当該条件を満たすことができなかった。PP法によると、入札手続きに参加する条件を満たしていることを証明できなかった事業者は、入札手続きから除外される。しかしながら、その条件を満たす証拠として提出されるべき証明書や委任状等の書類が欠落している場合、発注者は当該事業者を除外する前に、一度、その補足情報を指定期限までに提出するように通知する義務がある。

本ケースでは、発注者が入札事業者に書類の補足を伝えずに入札手続きを続けた。つまり、最も有利であるとして選ばれた入札は、必要情報が欠落した不完全な入札だった。そのため他の入札参加者は、この発注者の行為は不当であるとして、国立控訴審裁判所に訴えた。

国立控訴審裁判所は、発注者は入札を不完全な形で提出した事業者に対して、入札に参加する条件を満たしていることを確認する書類の補足を要求すべきだったと認める判決を出した。判決において、審査所は発注者に対し、参加事業者へ必要書類の補完通知を行った後に再度入札評価を行い、入札を再選定することを指示した。本ケースは、発注者が、法で定められた手続きの順守を求められることを示している。

事例 9 : PKP Polskie Linie Kolejowe 株式会社 (鉄道) のシェルグ駅近代化に関する入札案件 / 発注者による入札内容の変更があった場合

発注者: PKP Polskie Linie Kolejowe 株式会社 (鉄道)

契約概要: シェルグ駅近代化計画

公示日: 2012 年 5 月 16 日

初期契約予定価格: 1 億 2,907 万 4,471.53 ズロチ

入札方法: 公開入札 - 入札参加業者は、入札説明書に基づき入札を提出する。

入札基準: 最低価格方式 (評価内訳: 価格 100%)

入札締め切り日: 2012 年 6 月 22 日

契約事業者決定日: 2012 年 10 月 10 日

入札数: 6

落札者 / 最終契約者: コンソーシアム: ENEO - Nord 有限会社, Ortiz Construcciones y Proyectos 株式会社.

最終契約価格: 8,788 万 4,387 ズロチ



入札概要と経過:

PP法は、発注者が入札提出期限の前に、既に公開した契約条件の内容を変更する際の手順を規定している。このような場合、発注者は入札説明書を受け取った事業者へ直ちに通知すると同時に、発注者のウェブサイトでも通知しなければならない。

本ケースでは、発注者が一度発表した契約条件の内容を、当初の発表では入札参加事業者が予期することができない追加作業を要求する内容に変更しており、実質的に契約内容の対象を拡大するものであった。

PP法は、発注者が入札条件を変更した場合、入札提出期限を延長することを定めている。しかし、発注者は入札期限を自由に延長することを許されているわけではない。入札参加者の平等な扱いと公正な競争を妨げることのないよう、変更の重要度と入札参加者に対して発生する追加作業の範囲にあわせて設定する必要がある。入札期限によって特定の事業者を有利、もしくは不利にするようなことがあってはならない。

本ケースにおいて、発注者は入札提出期限を延長しなかったため、契約内容の変更が行われたことにより、特定の技術的解決策を既に持つ入札参加者と比べ、一部の参加者を不利な状況にした。それを不当とした一部の参加者は、国立控訴審裁判所に訴えを起こした。その後、発注者は2週間の入札期限延長を認めたが、国立控訴審裁判所は当該契約対象の拡大のため、契約履行期間を4カ月延長する必要があると判断し、契約期間が延長されることに基づき、入札参加者への平等な扱いと公正な競争を保護するため、入札提出期限もあわせて

十分に延長されるべきであるとした。この判決を受け、発注者は入札提出期限を4週間延長（当初の期限からは約6週間）。また、あわせて契約の履行期間も延長した。

事例 10 : PKP Polskie Linie Kolejowe 株式会社 (鉄道) 開発設備と計画に関する 入札案件／入札情報と企業秘密について

発注者: PKP Polskie Linie Kolejowe 株式会社 (鉄道)

契約概要: 信号と鉄道通信ネットワークの構築計画

公示日: 2011 年 11 月 24 日

初期契約予定価格: 2,000 万ユーロを超過。

入札方法: 公開入札－入札参加業者は、入札説明書に基づき入札を提出する。

入札基準: 最低価格方式 (評価内訳: 価格 100%)

入札締め切り日: 2012 年 1 月 12 日

契約事業者決定日: 2012 年 5 月 24 日

入札数: 2

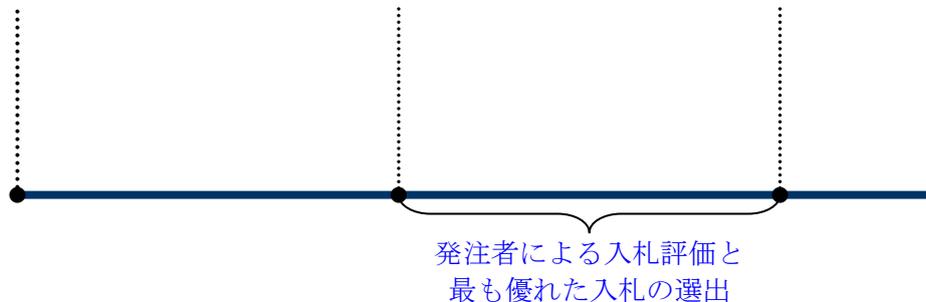
落札者／最終契約者: コンソーシアム: Bombardier Transportation (ZWUS)
Polska 有限会社, Krakowskie Zakłady Automatyki 株式会社, Roman Sabat
Project And Development Office SABEL 社によるコンソーシアム

最終契約価格: 9,459 万 3,643.90 ズロチ

公示日:
2011年11月24日

入札提出期日:
2012年1月12日

契約事業者決定:
2012年5月24日



入札概要と経過:

本ケースでは、入札手続き中の入札参加者による契約当事者に関連する企業秘密情報の公開の可否について問われた。

PP 法の一般原則の中に、契約締結手続きは公に行われるという規定がある。発注者によって作成された書類だけではなく、入札参加者が提出した書類についても公開の対象となっている。発注者は法律で定めのある特定の場合においてのみ、情報へのアクセスを制限できる。しかしながら、入札参加者が提供する特定の情報が企業秘密にかかる場合、入札参加者は情報の秘密保持協定を結ぶ資格がある。これは入札内容のみならず、添付書類についても適用される。

本ケースにおいて、発注者は入札参加者から、他の入札参加者によって提出された入札内容についての説明を要求されていた。しかし、その入札参加者は、当該説明は企業秘密に関わるとし非公開条件を設けていた。そのため発注者は、他の入札参加者にこの情報を開示することなく、最も優れた入札として選出した。その結果、入札要求条件を満たした適法な入札であるかどうかの確認を要求した別の入札参加者は、特定情報の開示を拒否された。そのため、説明要求に対する回答を開示すべきであるとして国立控訴審審判所へ訴えを起こした。

しかしながら、控訴審審判所はこの訴えを退け、入札手続き中に提出されたどのような書類についても企業秘密が適用されると明言した。なお、一般的に、企業秘密として扱われる情報には、入札に記載された社名、入札価格、契約履行のための提案期間、入札保証額と支払い期間などは含まれない。

事例 11 : PKP Polskie Linie Kolejowe 株式会社 (鉄道) のための実行調査と運用プログラム調査に関する入札案件 / 発注者により入札から除外される場合の通知について

発注者: PKP Polskie Linie Kolejowe 株式会社 (鉄道)

契約概要: ポズナン中央駅ーシチェチン・ドンビェ駅区間の鉄道 E59 線近代化計画の一環としての実行調査と運用プログラム調査について (フェーズ 1 から 9)

公示日: 2011 年 12 月 14 日

初期契約予定価格: 500 万ズロチ

入札方法: 公開入札ー入札参加業者は、入札説明書に基づき入札を提出する。

入札基準: 総合評価方式 (評価内訳: 価格 60%、調査実施方法 40%)

入札締め切り日: 2012 年 1 月 23 日

契約事業者決定日: 2012 年 7 月 6 日

入札数: 18

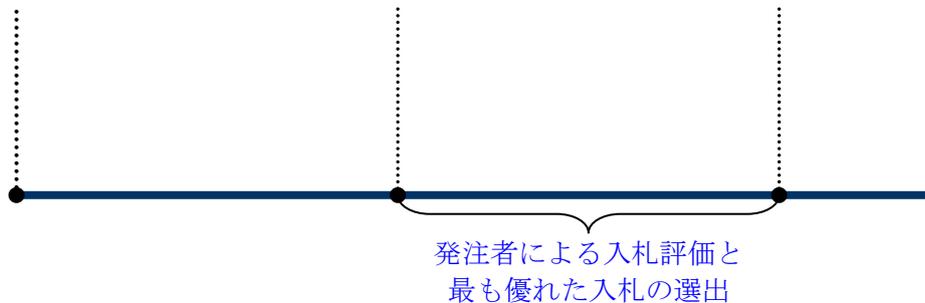
落札者 / 最終契約者: コンソーシアム: Schuessler - Plan Inzynierzy Sp. z o. o., EKO-Konsulting Projekt “Conseko-BBM - Design”

最終契約価格: 237 万 5,000 ズロチ

公示日:
2011年12月14日

入札提出期日:
2012年1月23日

契約事業者決定:
2012年7月6日



入札概要と経過:

発注者は入札手続き時に、入札参加者に入札参加条件を満たしているという書類や申告書を要求する。一般的には、入札公示時にその旨を明示する。PP法は、発注者が入札参加者から要求する書類の種類と提供されるべき形式を定義しており、入札への参加条件を満たしている旨の証拠の提出を怠った参加者は入札から除外される。

本ケースでは、発注者は入札参加者に対して、過去に一度以上の事業可能性調査（フィージビリティスタディ）の経験と過去3年以内に一度以上の鉄道分野における運用プログラムの準備経験についての証拠の提出を要求した。また、それらの経験について、契約価格は100万ズロチを越えるものとした。発注者は、当該証拠について提出しなかった入札参加者に書類の補填を要求した。参加事業者は要求を受け、事業者自身の見解としては必要条件の証拠となっていると思われる書類を提出した。しかしながら、発注者は当該入札参加者を入札手続きから除外した。その際の発注者の決定根拠はただ「当該事業者は入札参加者としての知識と経験の点で条件を満たしていなかった」という内容のみであった。

入札から除外された事業者は、入札参加者は発注者の決定がいかなる理由に基づくものであるのか適切に通知される資格を持つとして、国立控訴審審判所へ訴えた。審判所は、発注者による除外の理由は正当な法的根拠と事実的要素を含むべきであるとして、発注者の通知内容は除外理由を説明するのに十分ではなく、本ケースの除外は不当であると判断した。

事例 12 : PKP Polskie Linie Kolejowe 株式会社 (鉄道) 建設工事に関する入札案件 / 入札手続きに関する委任状について

発注者: PKP Polskie Linie Kolejowe 株式会社 (鉄道)

契約概要: ワルシャワービィアウエストック間の鉄道 E75 線近代化計画にかかる建設計画 (第 1 フェーズ: ワルシャワ・レンベルト駅ートウシチェ駅間対象)

公示日: 2011 年 9 月 23 日

初期契約予定価格: 2,000 万ユーロを超過予定。

入札方法: 公開入札ー入札参加業者は、入札説明書に基づき入札を提出する。

入札基準: 総合評価方式 (評価内訳: 価格 80%、達成条件 15%、保証条件 5%)

入札締め切り日: 2011 年 10 月 31 日

契約事業者決定日: 2012 年 6 月 5 日

入札数: 9

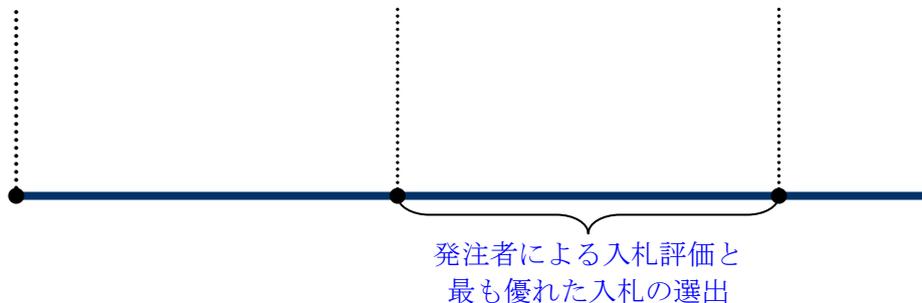
落札者 / 最終契約者: コンソーシアム: ZUE SA, Przedsiębiorstwo Robót Komunikacyjnych w Krakowie SA, Bilfinger Berger Budownictwo SA.

最終契約価格: 12 億 9,875 万 9,327.35 ズロチ

公示日:
2011年9月23日

入札提出期日:
2011年10月31日

契約事業者決定:
2012年6月5日



入札概要と経過:

本件では、入札参加事業者は委任状により二人の人物に権利を委任していた。委任状には「我々は、コンソーシアムに代わり、弁護士 X “と” 弁護士見習い Y に対して、国立控訴審審判所への上訴の提出についての権利を委任する。」と記載されていたが、委任状へは弁護士 X のみが署名していた。国立控訴審審判所は委任状への署名がコンソーシアムを代表する権限のない人物による署名であるとして、当該訴えを却下し、本件の審理を拒絶した。審判所の解釈では委任状において、接続詞「と」を使うことは、委任を与えられた人物たちが共同で代表者となることを意味しており、X のみによる署名では不十分だと判断し、共同で行われない行為は法的に無効であるとした。

PP 法は、国立控訴審審判所へ提出された訴えの申し立てが正式な要求条件を満たしていない場合、訴えを起こした者に対して、申し立てを完成させることを命じることを規定している⁸。つまり、申立人が委任状を提出しなかった場合、審判所は委任状を提出するように命じる。しかしながら、本ケースではこの規定は適用されないと判断した。なぜなら、本件では提出された書類の中に問題となった委任状が含まれていたが、上述の規定は書類が欠落している場合に適用されるものであるため、書類の内容が間違っている場合に適用されるものではないとしたためである。本件は入札手続きや入札に関する国立控訴審審判所への申請に使用される委任状やどのような書類についても、最大限の注意を払い作成されるべきであることを示している。

⁸入札手続きや開札結果に不服がある場合の入札参加者がとり得る手段については「ポーランド・公共入札ガイドライン」P.25-29 参照

事例 13：スケルニェビツァ地域病院へのトモグラフィー機器提供に関する入札案件／特定業者に有利・不利になるような入札参加条件の設定の禁止について

発注者：スケルニェビツァ地域病院

契約概要：16 列トモグラフィー機の提供とその取り付け

公示日：2010 年 12 月 10 日

初期契約予定価格：240 万ズロチ

入札方法：公開入札－入札参加業者は、入札説明書に基づき入札を提出する。

入札基準：総合評価方式（評価内訳：価格 60%、技術要素 40%）

入札締め切り日：2011 年 6 月 22 日

契約事業者決定日：2011 年 7 月 6 日

入札数：1

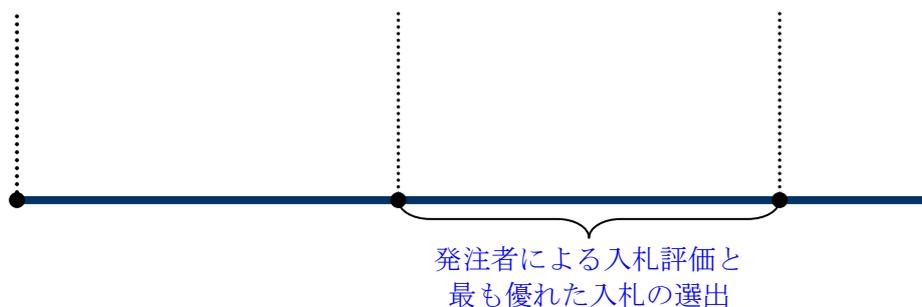
落札者／最終契約者：Promed 株式会社.

最終契約価格：205 万 8,174 ズロチ

公示日：
2010 年 12 月 10 日

入札提出期日：
2011 年 6 月 22 日

契約事業者決定：
2011 年 7 月 6 日



入札概要と経過:

本ケースは、詳細な要素条件を設けて公共調達契約の内容を過度に制限することは、入札参加事業者に対する不平等な扱いを招く恐れがあるため禁止されることを示している。

発注者によって準備される契約条件の詳細は、入札手続きにおいて非常に重要なものである。不適切に解釈される可能性のある入札説明書は、PP法の一般原則の一つである「入札参加者への平等な扱いと公正な競争」を侵害する。そのためPP法は、入札の準備に影響を及ぼすすべての必要条件と状況について検討し、十分に包括的かつ明確な言葉遣いによって契約対象を記述することを規定している。特に商標や特許、原産地など、公正な競争を制限する可能性がある方法で記述するべきではないとしている。このような記述が認められる例外は、①契約対象の性質により正当化できる根拠があり、②発注者が契約対象を他の言葉では十分かつ正確に記述できない場合、これら二つの条件を満たしている場合のみである。それ以外の場合には言及した特定の対象と「同等の」条件を満たす旨の言葉を引用し包括的に記述する必要がある。

本ケースで発注者が要求した高性能診断撮影が可能なトモグラフィーには、特別な技術的要素が要求されていた。本来であれば、入札条件には、高性能診断撮影を実行するという条件を満たしていれば、各製造業者による独自の技術的解決策の適用も認められることが記載されているべきであったが、その記載がされておらず、ある特定の製造業者が提供する技術を要求していると解釈できるものであった。

特定の製造業者の技術を要求していると解釈が可能な条件により入札から除外された参加者は、記述の内容は平等な扱いと公平な競争を侵害し不当であるとして国立控訴審裁判所に訴えた。審判所は、平等な扱いと公平な競争の規定に対して違反するおそれがある場合、PP法の原則そのものに対する重大な違反になりかねないことを考慮すべきであると説明した。本件は、訴えを起こした業者がその後訴えを取り下げたため、結審には至らなかった。

PP法では、発注者は入札を行う際、特定の事業者を不当に排除したり、直接もしくは間接的に特定の事業者を有利にしたりする単語・用語を契約条件から除外する義務がある。どのような条件も発注者の客観的なニーズを明確に正当化したものでなければならない。

事例 14：ツェレスティン市の医薬品・医療技術軍事センターへの医療機器供給に関する入札案件／公示した入札基準の拘束力について

発注者： ツェレスティンの医薬品・医療技術軍事センター

契約概要： 屋外用持ち運び式人工呼吸器、除細動器、整形外科治療用カラー、超音波スキャナーなど、さまざまな医療機器の提供など 25 件

公示日： 2010 年 6 月 20 日

初期契約予定価格： それぞれの機器について価格は異なるが 420 ズロチから 12 万ズロチが想定されていた。

入札方法： 公開入札－入札参加業者は、入札説明書に基づき入札を提出する。

入札基準： 最低価格方式（100%価格による判断）

入札締め切り日： 2010 年 8 月 24 日

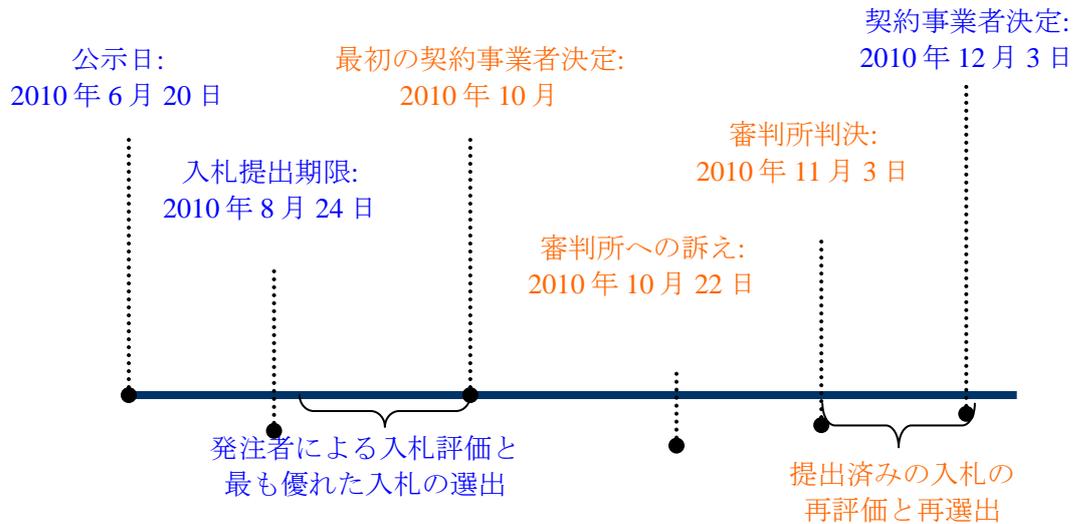
契約事業者決定日： それぞれの案件により異なるが 2010 年 11 月 4 日から 2011 年 1 月 4 日までの間。

入札数： それぞれの案件により入札数は違うが、1 から 6 の入札があった。

落札者／最終契約者：

それぞれの機器によって異なる。： Medline Sp z o.o. (6 案件)、 Consultronix 株式会社(1 案件)、 Paramedica Polska 有限会社 (11 案件)、 Smith & Nephew 有限会社 (1 案件)、 Medim 有限会社 (1 案件)、 Schiller Poland 有限会社 (1 案件)、 Emergency Medical System Poland 有限会社 (1 案件)、 Medilab 有限会社 (2 案件)、 Echo-Son 株式会社(1 案件)

最終契約価格： それぞれの案件によって異なるが、256.80 ズロチから 11 万 6,460 ズロチとなった。(総額：99 万 7,134.50 ズロチ)



入札概要と経過:

本ケースでは、発注者は医療機器入札案件の一つとして、三つの持ち運び式人工呼吸器を発注した。契約の要素条件の詳細を示す入札説明書で発注者は「空気圧式人工呼吸器」を要求した。しかし、選出された入札の提供する人工呼吸器はバッテリー式の人工呼吸器であった。そのため、他の入札参加者によりこの落札結果は不当であるとし国立控訴審審判所へ訴えが起こされた。訴えた事業者の主張は、落札者の入札は本来の入札の条件を満たしていないため、発注者により入札から除外されるべきであるとした。審判所はこの主張に同意し訴えを認め、発注者へ入札の再評価と再選出を命じた。

PP法に基づき、入札の詳細が公開され、入札を検討する事業者が公的にそれらの情報の入手が可能になったときから、発注者は自らが提示した契約の対象の詳細に拘束される。本ケースでは、入札説明書と入札の間に相違があるにも関わらず、発注者が入札を認めたことが問題となった。発注者によって行われる入札評価は、入札参加者の公正な競争と平等な扱いを侵害する可能性があるため、自由解釈による入札評価は禁止されており、予め発注者自身が設けた入札評価基準を厳守する必要がある。

(報告書作成委託先現地法律事務所：CMS Cameron McKenna Dariusz Greszta Spółka Komandytowa)